従五位に叙する（各通）
井上　建治　大坪　彰
伊藤　三哉　伊藤　紀元　河原　卓士
杉田　幸雄　丸山　秀夫　柳瀬　靖
山本　敏
従六位に叙する（各通）
阿部　芳夫　乾　義春
正七位に叙する（各通）（以上二十七年十二月一日）
松本　愼介
正六位に叙する（二十七年十二月二日）
阿部　吉男
従五位に叙する（二十七年十二月三日）
○叙勲
神田　勉　山本登志夫　渡部　貞信
旭日単光章を授ける（各通）（二十七年十一月二十四日）
諸岡　孝昭
旭日小綬章を授ける
木村　卓司
旭日双光章を授ける
森口　達夫　吉尾　實
旭日単光章を授ける（各通）（以上二十七年十一月二十六日）
井　金行　池原金與志　梶田　三丸
光山　光次　新城　元　仁平　昇
（青森県鰺ヶ沢町議会議員）
見崎　清
旭日単光章を授ける（各通）（二十七年十一月二十七日）
佐藤伊左エ門
旭日双光章を授ける
鈴木　典夫
旭日単光章を授ける（以上二十七年十一月二十八日）
梅津　智　本間　榮治
旭日単光章を授ける（各通）（二十七年十一月二十九日）
伊藤　英夫　羽野　高雄
旭日単光章を授ける（各通）（二十七年十一月三十日）
増田　哲三
瑞宝小綬章を授ける
鈴木　光夫　長濱　次夫　永本　順三
瑞宝双光章を授ける（各通）
中川　利一　水上　幸雄　村田勇太郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十七年十一月二十三日）
（岡山大学名誉教授）
谷崎　勝朗
瑞宝中綬章を授ける
（高知工業高等専門学校名誉教授）
田野岡精一
瑞宝小綬章を授ける
瓶田　康雄　宍戸　俊之
小島　晧希　廣原　虎夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
藤馬　行雄　秀間　道信　奥山　俊昭
瑞宝単光章を授ける（以上二十七年十一月二十四日）
石井　哲夫　小林　覺　佐々木　廣
田代　幸久　中島　貞義　畑中　晴子
樋口　次郎　溝井　弘　山田　博三
瑞宝双光章を授ける（各通）
溝部　次男
瑞宝単光章を授ける（以上二十七年十一月二十五日）
西田　勇
瑞宝小綬章を授ける
伊藤　良信　伊原　明悦
大嶋　正義　笠原　勇　後藤　善三
高松　秀夫　徳野　繁樹　長谷川憲人
吉住　正基
瑞宝双光章を授ける（各通）
林　壯吾
瑞宝単光章を授ける（以上二十七年十一月二十六日）
竹内　清隆
瑞宝小綬章を授ける
奥野　修平　木村　晋吾
佐藤　猛　住家　光信　清原　昌裕
望月　正勝　成田　良平
瑞宝双光章を授ける（各通）
西村　直貢
瑞宝単光章を授ける（以上二十七年十一月二十七日）
野田　宏行
（三重大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける
長谷川　進
瑞宝小綬章を授ける
稲葉日出夫　大久保榮治
岩澤　保
大戸　眞澄　坂下　具巳
木戸　正暉
佐藤　隆一　塩本　元一
（富士市公立学校長）
杉山　哲傑
瑞宝双光章を授ける（各通）
吉田　定夫
瑞宝単光章を授ける（以上二十七年十一月二十八日）
大風　秀康
瑞宝小綬章を授ける
鍋島　敏孝　菅井　道三
琴寄　忠男　東鶴　典昭
堀内欽之助　宮村　孝
瑞宝双光章を授ける（各通）
秋月　弘海　武内　伸二　水野　峯一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十七年十一月二十九日）
鈴木　勝三　関口　孝行
瑞宝双光章を授ける（各通）
（愛知県警部）
田中　繁　近藤　晃一　藤井　弘之
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十七年十一月三十日）
伊藤　紀元　井上　建治
杉田　幸雄　山本　敏
瑞宝双光章を授ける（各通）（二十七年十二月一日）
松本　愼介
瑞宝双光章を授ける（二十七年十二月二日）

皇室事項

行幸

天皇陛下は、一月四日午後零時三十九分御出門、第百九十回国会開会式に御臨場のため、国会議事堂（千代田区）へ行幸、同一時二十二分還幸になった。

御祝電

天皇陛下は、ブルキナファソ国大統領ロック・マルク・クリスチャン・カボレ閣下の大統領就任につき、平成二十七年十二月二十九日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、一月四日ミャンマー国の独立記念日につき、同月一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

登録電子海図情報表示装置講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の五の規定により次の電子海図情報表示装置講習を登録したので、同規則第四条の二十二第一号の規定により、公示する。

平成二十八年一月六日　国土交通大臣　石井　啓一

(一) 登録年月日　平成二十七年十二月十八日
(二) 登録番号　第九号
(三) 登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　三重県立水産高等学校
(四) 住所　三重県志摩市志摩町和具２５７８
(五) 登録電子海図情報表示装置講習事務を行う事務所の名称及び所在地
三重県立水産高等学校
三重県志摩市志摩町和具２５７８

国家試験

平成28年不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験）の施行

平成28年不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験）の施行に関し必要な事項を決定したので、不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和39年建設省令第９号）第３条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年1月6日　国土交通省土地鑑定委員会委員長　井出多加子

	短答式試験	論文式試験
試験地	北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県（注１）	東京都、大阪府及び福岡県（注１）